

災害に強いまちへ補助制度創設

大阪北部地震 継続的支援へ臨時組織の立ち上げも

市は、大阪北部地震により損壊した建物の修繕と、ブロック塀撤去等への補助制度を新たに創設する。建物修繕は一部損壊も対象で最大 10 万円（市民税非課税世帯は 20 万円）、ブロック塀撤去等は最大 40 万円を補助する。所得制限は設けない。

これらの受け付け事務など手続きについては 7 月 23 日（月）に立ち上げる臨時組織「大阪北部地震被災者支援対策室」（サンプラザ 1 号館 6 階）が行う。これまで市役所本館 2 階の「総合相談窓口」で行ってきた「り災証明」の新規発行手続きや各種相談なども引き継ぎ、新たな総合窓口として継続的な被災者支援を実施する。

★建物の修繕（被災建物修繕補助金）

＜補助対象＞ 地震により損壊した市内の建物。一部損壊も対象とし、居住用・事業用など用途は問わない（ただし、国制度「住宅の応急修理」に基づく給付対象を除く）。

屋根や外壁、窓ガラスなど外装の修繕で 30 万円以上（税込み）の経費を要し、平成 31 年 3 月 31 日までに工事契約を締結するものに支給する。予算額は 5000 万円。

所得制限を設けずに最大 10 万円まで補助する制度は府内初。

＜補助額＞

修繕に要した経費（税込み）	課税世帯	市民税非課税世帯	給付対象の事業者 （中小企業者）
30 万円以上 50 万円未満	3 万円	6 万円	1 万 5000 円
50 万円以上 100 万円未満	5 万円	10 万円	2 万 5000 円
100 万円以上	10 万円	20 万円	5 万円

＜申込方法等＞ 8 月 1 日から大阪北部地震被災者支援対策室などにある申込書（市ホームページから取り出し可）に「り災証明書」の写しなどの必要書類を添えて同室へ。郵送可。工事完了後の申し込み可。

★ブロック塀の撤去等（ブロック塀等対策補助金）

＜補助対象＞ ①ブロック塀（道路等に面し、高さ 60 cm を超えるもの）等の除却。②ブロック塀等に替わる軽量フェンス等の新設。③ブロック塀等に替わる生垣の新設。②③は①を行った場合のみ対象。平成 31 年 3 月 31 日までに工事契約を締結するものに支給する。予算額は 7100 万円。

補助対象	①ブロック塀の撤去	②軽量フェンス等の新設	③生垣の新設
①を行った場合のみ②または③の補助金の対象となる。	1 m ² あたり 6000 円を乗じて算出した額または除却に要する経費（税込み）の 2 分の 1 に相当する額のいずれか低い金額	設置に要する経費（税込み）の 2 分の 1 に相当する金額	延長 1 m あたり 8000 円を乗じて算出した額または設置に要する経費（税込み）の 3 分の 2 に相当する額のいずれか低い金額
補助額の上限	15 万円	20 万円	25 万円

<申込方法等> 8月1日から大阪北部地震被災者支援対策室などにある申込書に（市ホームページから取り出し可）に位置図・写真などの必要書類を添えて同室へ。郵送可。工事完了後の申し込み可。

★みなし仮設住宅への入居斡旋

市内の府営住宅、公社住宅などで入居者を募集。対象は自らの資力で避難先から自宅に帰ることが困難な世帯。一部損壊以上の「り災証明」など適用条件あり。入居期間は入居日から6ヶ月以内で期間中は家賃・共益費を市が負担。予算額254万4000円。

<申込方法等> 8月2日～13日に市役所分館2階景観住宅整備課にある申込書（市ホームページから取り出し可）を提出。同一の住戸に申し込みが複数ある場合は公開抽選。

★建物の被害認定調査を建築士会へ委託

被災した建物の認定調査を迅速に進めるため、大阪府建築士会・大阪土地家屋調査士の協力を得て、り災証明発行のための調査を行う。8月末まで。予算額500万円（大阪府建築士会への委託）。

★大阪北部地震被災者支援対策室

これまで市役所本館2階で行ってきた被災に関する総合相談窓口（新規「り災証明書」相談、「り災証明書」自己判定分の発行受け付け含む）や、新設する上記補助制度などを担当する臨時組織。7月23日に立ち上げる。受付時間は午前9時から午後5時30分まで、当面の間、土日、祝日も申し込みや相談に応じ、被災者への継続的な支援を実施する。

ただし、り災証明に関する手続きの一部（郵送済みり災証明に関する相談・二次調査受付）は、市役所本館3階（福祉指導監査課横）で行う。

<問い合わせ> 市民安全部危機管理室 ☎ : 072-841-1270 FAX : 072-841-3092